

# 山口宇部空港旅行商品造成インセンティブ事業補助金交付要綱

山口宇部空港利用促進振興会

## (趣旨)

第1条 この要綱は、山口宇部空港を発着する航空便を利用した旅行商品を企画・販売する事業者を対象として助成を行うことにより、当該旅行商品の造成を促し、山口宇部空港の利用促進を図ることを目的とする。

## (補助対象者)

第2条 補助対象者は、旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づく旅行業の登録を受けた者であって、日本国内に主たる営業所を有する事業者とする。

## (事業の内容)

第3条 以下の要件を満たした旅行商品を対象とする、また、事業の内容は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で実施する。

(1) 山口宇部空港発着の航空便を利用した旅行商品であること。

(2) 以下のいずれかに該当する場合は、補助対象外とする。

① 企画された旅行が観光目的でないもの(宗教、政治、興業、大会参加を目的とするもの)、ならびに公序良俗に反する内容であると判断されるもの。

② その他、振興会が不相当と認めるもの。

## (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者は、次に掲げる書類を振興会へ提出するものとする。

(1) 補助金交付申請書(第1号様式)

(2) その他振興会が必要と認めるもの

## (補助金の交付決定)

第5条 会長は、前条に基づく申請があったときはその内容を審査し、当該事業が適正に実施されると認めるときは、交付決定通知書(第2号様式)で通知する。

## (変更・中止の承認申請)

第6条 申請者は、事業内容に変更が生じ、その承認を受けようとする場合は、変更(中止)承認申請書(第3号様式)を旅行出発日10日前までに振興会に提出し、承認を受けなければならない。ただし、振興会がやむを得ないと認める場合は、出発日の前日までに提出し、承認を受けることができる。また、催行時期、催行回数(予定)、催行予定人数の軽微な変更については、変更(中止)承認申請書の提出は不要とする。

2 会長は、申請者から前項の変更(中止)承認申請書を受理したときは、内容を確認の上、申請内容が適当と認められるときは、変更(中止)を承認し、変更(中止)承認書(第4号様式)で通知する。

(実績報告)

第7条 申請者は、当該事業が完了したときは、次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに会長に提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書(第5号様式)
- (2) 当該旅行に係る広報媒体の写し

(補助金の額の確定)

第8条 会長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、事業の実績確認を行い、事業が適正に実施されていると認めるときは、補助金の額を決定し、額の確定通知書(第6号様式)で通知する。

(補助金の支払)

第9条 申請者は、前条の通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第7号)を速やかに会長に提出するものとする。

2 会長は、申請者から前項の補助金交付請求書を受領したときは、速やかに当該金額を支払うものとする。

(補助金の交付決定の変更、取り消し)

第10条 会長は、交付申請の内容に事実と相違する事項があることが判明したときは、補助金の交付決定の変更、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第11条 会長は、前条による補助金の交付決定の変更、交付決定の全部又は一部の取り消しによって、補助金の額を減額したときは、交付した補助金のうち減額分について期限を定めてその返還を命じるものとする。

(違約金及び延滞金)

第12条 申請者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、返還期日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じて、返還を命じた額につき年8.25パーセントの割合で算定した金額を延滞金として会長に支払わなければならない。

(実地調査など)

第13条 会長は、必要があると認めるときはいつでも申請者に対し補助事業の実施の状況などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第14条 申請者は、当該申請の補助金に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、補助金の交付を受けた日から5年経過した日の属する会計年度の末日まで、これを保存しておかななければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月16日から施行する。

別表（第3条関係）

支援内容	商品造成インセンティブ事業（乗継利用） 企画旅行の往路又は復路、若しくはその両方に山口空港発着の航空便を利用した旅行商品により誘客又は送客した人数に応じ助成金を交付するものとする
要件① （イン型）	次の条件のいずれも満たすこと ・山口宇部空港発着の定期路線（羽田乗継利用）を利用すること ・山口県内の宿泊施設で1泊以上すること ・催行実績が確認できること
要件② （アウト型）	次の条件のいずれも満たすこと ・山口宇部空港発着の定期路線（羽田乗継利用）を山口宇部空港を起点に利用すること ・催行実績が確認できること
補助額	往復利用の場合：6,000円／1名 片道利用の場合：3,000円／1名
補助限度額	300,000円／1商品